

新
修

舞鶴市史編さんだより

第5号

発行日／令和7年
12月1日

文化遺産建造物の1次調査はじまる

舞鶴市市史編さん委員会 岸 泰子
文化遺産部会委員

『新修・舞鶴市史 資料編(4)文化遺産』では、地形・地質、絵図・地図、美術・工芸・建造物、民俗から舞鶴の歴史を読み解いていきます。

令和7年9月から、美術・工芸・建造物のなかの建造物を担当する専門チームが調査を開始しました。舞鶴市域には、国や京都府、舞鶴市の指定・登録文化財になっている建造物が64件あります。ただ、指定や登録になっていない建造物については、どこに何があるのか、ほとんどわかっていません。今回の市史編さんでは、まずはどこにどのような歴史的建造物があるのか、悉皆的に調査することになっています。調査対象は、寺院・神社、地域にあるお堂、民家(町家・農家)、公共施設などです。

舞鶴市域には、建築的・歴史的特徴を有する建物が多数存在します。これらは舞鶴という土地で育まれ、大切に守り継がれてきた大切な文化遺産です。地域の宝といってもいいでしょう。今回の調査ではできるだけ多くの地域をまわって舞鶴の「お宝」を見つけていきたいと思っています。



図1 観音堂(岸谷)調査



図2 仁寿寺(境谷)調査



図3 満願寺(万願寺)調査



図4 池姫神社(布敷)調査



図5 岩上神社(寺田)調査



つちもくろく 田辺藩土目録を地図にしてみる

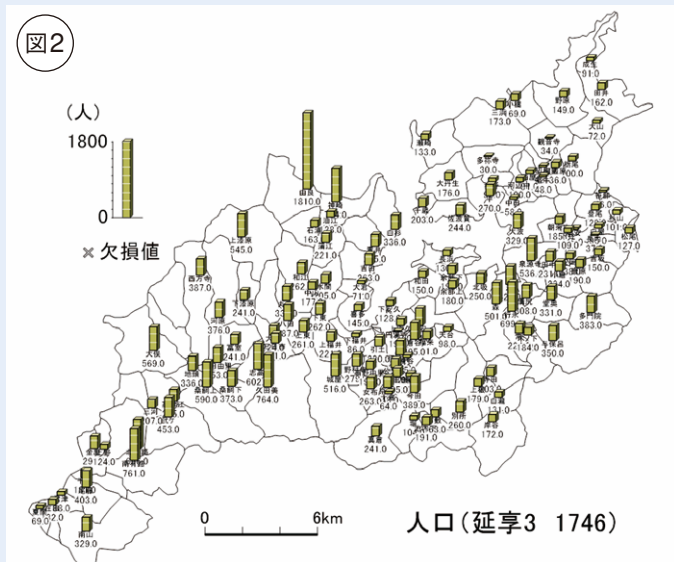
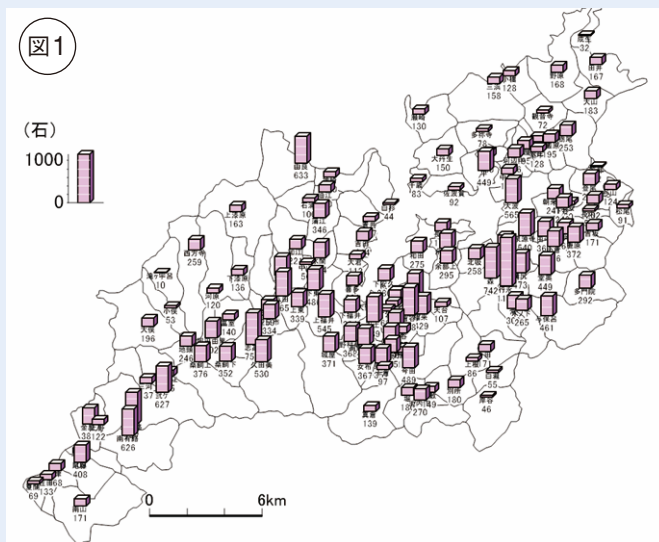
舞鶴市市史編さん委員会
委員 廣瀬 邦彦

既刊「舞鶴市史資料編」(昭和48年刊)所収の「田辺藩土目録」は、江戸時代の村の年貢に関する基本的な史料です。しかしこの資料は数字ばかりですから、GISの方法で地図上に表現してみました。使用したのはMANDARAというフリーソフトです。

図1は村ごとの田畑の石高(こくだか)です。田辺藩全村の平均値は270石です。図のように第1位は1148石の行永村で、2位志高村754石、3位北有路村(現福知山市)747石と続きます。

図2は村の人口です。土目録には人口のデータがないため、延享3年(1746)の別のデータを使いました。この平均値は254人です。つまり270石の村に254人というのが田辺藩の平均的な村の姿といえます。

人口第1位も行永村かとおもいきや第5位の699人。図でみるとおり由良村(現宮津市)がダントツの1810人です。由良村の石高は633石で行永村の半分ほどです。人口の第2位は神崎村の794人ですが、石高はわずか130石です。



ためしに単純に石高を人数で割ってみると、行永村は1.64石ですが、由良村は0.35石です。神崎村にいたってはわずか0.17石。年貢も納めないといけなんでしょうからとても生きていけません。

このことは由良村と神崎村では農業以外の生業(なりわい)が豊富にあったことを示しています。市史編さんだより第3号の吉野委員のリレーコラムには、神崎と由良の船頭が日本海の手運に乗り出していった様子が紹介されています。また土目録の他の項目からは製塩を生業とする人々が想定されます。現金収入が多い村ではその需要を満たすための商人も多かったでしょう。農業以外の人々が両村には多くいたわけです。

金収入が多い村ではその需要を満たすための商人も多かったでしょう。農業以外の人々が両村には多くいたわけです。

スマホで「まるまる舞鶴」(京都府立大学)を開いて「土目録」を検索してください。もっと多くのGISデータがあります。

※なお、田辺藩土目録の石高が19世紀初めの実態を正確に示すものではないことを付記しておきます。

舞鶴の記憶 [5]

～戦後の舞鶴の発展と軍転法～

令和7年は、戦後80周年という年にあたり、全国的にも様々な取組が展開されてきました。舞鶴市では、これに加えて、旧軍港市転換法が施行(昭和25年6月28日)されて75周年という年でもあります。

この法律は、あまり馴染みがないかもしれませんが、戦後の舞鶴市発展の礎となった極めて重要な法律です。

それではどんな法律なのでしょう。これは、旧軍港4市(海軍鎮守府があった横須賀、呉、佐世保及び舞鶴)の再建を図り、ひいては、平和な日本の実現に寄与することを目的として、憲法第95条に基づく「1つの地方公共団体にのみ適用される特別法」として、議員発議(昭和25年3月18日)により立法化されたもので、住民投票(昭和25年6月4日)により、本市では、有効投票数の約85%の賛同を得て制定に至った経過があります。



旧軍港市転換法の国会通過を記念する関係議員
〔昭和25年(1950年)4月11日、国会議事堂前〕

その内容として、国は、旧軍が使用していた土地等の財産を4市の平和産業港湾都市の建設に向けた事業に対し、無償又は減額で譲渡する義務があることなどを定めています。舞鶴市では、この法律に基づき数多くの公共施設などが整備されてきました。市役所本庁をはじめ、公園施設(五老ヶ岳公園、引揚記念公園等)、学校施設(和田中学校、若浦中学校等)や観光施設(赤れんが博物館、商工観光センター等)のほか、道路や上・下水道施設などがあり、また民間施設では、日本板硝子(株)舞鶴事業所やカナデビア(株)舞鶴工場(譲渡時は舞鶴重工業(株)、日立造船(株))などがあります。

◎ 国から無償譲渡(土地)を受けた近年の公共施設



【あそびあむほか前島みなと公園】
平成24年3月 12,133㎡



【伊佐津川運動公園】
平成29年6月 47,643㎡



【西消防署】 (令和8年2月完成予定・イメージ図)
令和5年1月 6,372㎡

このように、先人の多大なご苦労により制定されたいわゆる「軍転法」は、国の支援をいただきながら、本市の都市基盤の確立やまちづくりの進展において、計り知れない恩恵を受けてきました。

これまでに、約86%の土地が転用されてきましたが、今後においても、この法律の趣旨に則り、“未来に希望がもてるまちづくり”をめざして、引き続き未転用財産の有効活用を展開していくことが期待されます。(TA)

旧軍財産転用状況概数(土地20,446千㎡)		
区 分	面積(千㎡)	割合(%)
転用済み財産	17,572	85.9
公共施設	2,636	12.9
民間施設	10,185	49.8
国有施設	4,751	23.2
未転用財産	2,874	14.1

取組状況

この秋は、各専門部会において、活発な調査活動が実施されました。

文化遺産部会においては、絵図・地図グループによる市保有の絵図・地図等の閲覧調査、建造物グループによる神社・仏閣の現地調査や地形・地質グループによる礫層・石垣石材採取地などの地質調査、さらに近代部会による郡・町の統計要覧簿や学校史等の近代史料の調査などです。

また、京都府立大学による古文書調査(目録作成、翻刻等)も継続的に実施されています。

今後、特に刊行時期の早い市史(分野編「引揚港」、資料編「文化遺産/地形・地質」、資料編「考古・古代・中世」)については、それらを所管する部会の調査・執筆活動が、さらに精力的に展開されます。

市史編さん日誌

平成7年9月～10月 (主な活動)

9月・10月	市史ボランティア活動各月2回実施 (金村家文書調査、市史資料写真撮影)
9月8・9日	近代部会資料調査(池田さなえ委員)
9月10・11日	文化遺産部会絵図・地図グループ資料調査 (上杉和央委員ほか委員3名、市所有絵図ほか)
9月18日	田辺藩裁判資料(後半部)綾部市に返却
9月24・25日	文化遺産部会建造物グループ現地調査(1次調査) (岸泰子委員ほか委員1名、西地区寺社各所)
10月5・6日	文化遺産部会地形・地質グループ現地調査 (藺田哲平委員ほか委員2名、田辺城石垣ほか)
10月18・19日	近代部会資料調査(児玉圭司委員)
10月24・25日	文化遺産部会建造物グループ現地調査(1次調査) (登谷伸宏委員ほか委員1名、西地区寺社各所)
10月25・26日	金村家文書調査(京都府立大学)
10月30日	現代部会引揚港グループ調査会議 (黒沢文貴委員ほか委員3名)



①絵図・地図調査



②近代資料調査(1)



③近代資料調査(2)



④田辺城石垣調査



⑤東神崎海岸調査

[発行] 舞鶴市
生涯学習部文化振興課(市史編さん係)

〒624-0853 舞鶴市字南田辺1番地 舞鶴西総合会館2階
TEL: 0773-68-9556 FAX: 0773-77-1823
Eメール: history@city.maizuru.lg.jp